

高等学校教員としての実務経験を基に、上位免許状を取得したい方
(高等学校教諭1種免許状)

免許状の種類

- 高等学校教諭1種免許状

根拠規定

- 免許法別表第3

取得方法

- 高等学校助教諭免許状を有する方が、高等学校教員としての在職年数と必要な単位を修得し、高等学校教諭1種免許状を取得する方法は、〈表28〉のとおりです。

<表28>

取得しようとする免許状			高等学校教諭1種免許状							
所 要 格	有することが必要な免許状		高等学校助教諭免許状							
	在職年数		5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年
	最低修得単位数の合計 (7)+(イ)+(ウ)+(エ)		45単位	40単位	35単位	30単位	25単位	20単位	15単位	10単位
選択科目(注)の3参照 最低修得単位数(ア)			15単位	12単位	10単位	7単位	5単位	2単位	—	—
欄	科目	含めることが必要な事項								
第2欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	全科目	全科目	全科目	3科目以上	2科目以上	2科目以上	1科目以上	1科目以上
		最低修得単位数(イ)	10単位	9単位	8単位	7単位	6単位	5単位	4単位	3単位
第3欄	教科及び教科の指導法に関する科目	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	1単位以上	1単位以上	1単位以上	1単位以上	1単位以上	1単位以上	1単位以上	左の事項から選択
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	1単位以上	1単位以上	1単位以上	1単位以上	1単位以上	1単位以上	1単位以上	
		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	} 2事項以上 各1単位以上(注)の4参照	} 2事項以上 各1単位以上(注)の4参照	} 2事項以上 各1単位以上(注)の4参照	} 2事項以上 各1単位以上(注)の4参照	} 2事項以上 各1単位以上(注)の4参照	} 1事項以上 1単位以上(注)の4参照	} 1事項以上 1単位以上(注)の4参照	
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程								
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	} 2事項以上 各1単位以上	} 2事項以上 各1単位以上	} 2事項以上 各1単位以上	} 2事項以上 各1単位以上	} 1事項以上 1単位以上	} 1事項以上 1単位以上		
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解							必須ではない(注)の5参照	
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	1単位以上	1単位以上	1単位以上	1単位以上	1単位以上	1単位以上	1単位以上			
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な探究の時間の指導法	必須ではない(注)の5参照	必須ではない(注)の5参照	必須ではない(注)の5参照	必須ではない(注)の5参照	必須ではない(注)の5参照	必須ではない(注)の5参照	左の事項から選択	
		特別活動の指導法	1単位以上	1単位以上	1単位以上	1単位以上	} 1事項以上 1単位以上	} 1事項以上 1単位以上		
		教育の方法及び技術	} 1事項以上 1単位以上	} 1事項以上 1単位以上	} 1事項以上 1単位以上	} 1事項以上 1単位以上				
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法								
		生徒指導の理論及び方法	} 2事項以上 各1単位以上	} 2事項以上 各1単位以上	} 1事項以上 1単位以上	} 1事項以上 1単位以上	} 1事項以上 1単位以上	} 1事項以上 1単位以上		
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法								
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法										
最低修得単位数(ウ)			12単位	11単位	10単位	9単位	8単位	8単位	7単位	4単位
第6欄	大学が独自に設定する科目 最低修得単位数(エ)		8単位	8単位	7単位	7単位	6単位	5単位	4単位	3単位

(注)

- 1 在職年数は、取得しようとする教科の高等学校助教諭免許状を取得した後の、その教科における高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）での実務に限ります。
- 2 修得単位は、取得しようとする教科の高等学校助教諭免許状を取得した後に、修得した単位に限ります。
- 3 「選択科目」は第2欄、第3欄及び第4欄の科目の中から修得、または一般教育科目等の群馬県教育委員会が認める科目から修得するものとし、幅広く深い教養を身につけるよう努めてください。
- 4 「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」については、同欄の事項「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」とあわせた単位の修得でもかまいません。
- 5 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」、「総合的な探究の時間の指導法」の単位の修得にあつては必須ではありませんが、修得することが望ましい。なお、修得した単位については、それぞれの欄の単位として含めることができます。
- 6 「教科及び教科の指導法に関する科目」については、取得しようとする免許の教科に限ります。